

2026 年度 第 3 回 理事会 抄録

日 時： 2026 年 7 月 4 日（土） 9：30～13：48

場 所： 日本理学療法士協会会館

出席者：

理 事： 斉藤、大工谷、吉井、佐々木、高橋、湯元、
白石、板倉、谷口、長谷川、森本、伊藤、内山、江草、岡持、小川、沖原、
大西、熊崎、永野、野崎

監 事： 太田、櫻田、辺土名

欠席者

理 事： 松井、山根

監 事：

I. 審議事項

（全 10 題）

1. 第 57 回定時総会の日程および会場等の承認について	（白石専務理事）	承認
第 57 回定時総会の日程および会場等について審議がなされ、総員賛成で承認された。		
（主な内容） 2028 年度開催予定の第 57 回定時総会については、同年開催予定の第 63 回日本理学療法学会研修大会 in 福井の日程を踏まえ、例年の 6 月第 1 週ではなく、第 2 週での開催を予定している。総会会場については、例年と異なる開催週となることから、希望する日程で会場を確保するためには早期の対応が必要である。 特に、総会会場として利用を予定しているベルサール汐留は、開催日の 2 年前から予約が可能である一方、他の候補会場は予約開始が開催日の 1 年前となる。このため、現時点で会場を確保できるベルサール汐留を優先的に予約することが、希望する日程の確実な確保および安定した総会運営の観点から適当であると考え、第 57 回定時総会の会場および開催日について審議がなされた。 会 場：ベルサール汐留 開催日：2028 年 6 月 10 日（土） （主な意見） ・費用削減の観点から一日開催は賛成であるが、今年度の総会では 23 議題あり時間が多く掛かったという認識だが、1 日開催にした場合も議題に時間が掛かる可能性があると思われるが、電子投票について次年度以降は検討されているのか。 →今年度の総会での電子投票については、端末の故障があり、申し訳なく思っている。次年度の総会での採決方法については、現時点では未定の状態であり、検討中である。 ・開始時間について。協会賞受賞者祝賀会を総会当日の終了後に行うということであれば、遠方からいらっしゃる代議員などは前後泊と 2 泊されることになるとと思われる。現状の 2 日間開催の場合は 1 日目と 2 日目の間の宿泊だけと思われるがいかがか。宿泊費の増加が予想されるのではないかと思うが、その点含めご教示願いたい。		

→開始時間については、議題数によって変更になる可能性があるため未定である。現状検討しているのは午後開催であり、前泊は現状では必要ないという形で考えている。後泊のみの形で進めたいと考えている。

2. 顧問の選任について

(斉藤会長)

承認

顧問の選任について審議がなされ、総員賛成で承認された。

(主な内容)

理学療法士及び作業療法士法の改正に向けた本会の取組を本格化するにあたり、本事業に対して有益な助言及び協力が期待でき、かつ指導的見地からの知見を有する有識者として、医事法を専門とする 小西知世 氏を顧問として委嘱したい旨、審議がなされた。

役職名 : 公益社団法人 日本理学療法士協会 顧問

委嘱期間 : 令和 8 年 7 月 4 日から令和 9 年度定時総会まで

報酬 : Group B

(主な意見)

・顧問の選任には賛成だが、理学療法士作業療法士法の改正が 60 年ぶりという大きな課題に取り組む局面にて、法律に詳しい方であるから、誰でもいいというわけではなく、医事法に詳しい方に顧問に就任していただくという点は大賛成だ。その意味で任期が 2027 年の定時総会までということで 1 年もないかと思う。以後の予定というのは今のところどう考えているかご教示願いたい。

→本件に限らず、顧問の方は 2 年任期ごとで更新等を行っており、これに準じて対応したいと考えている。

・顧問の専任については、賛成の立場であるが、選任するに当たり、全て相手のことを分かっている訳ではないため、常任理事会ないし、執行部が必要だと思っている方について選任をいただきたい。一方で、理事者としては、選任が正しかったかどうかに関しては、今後継続してお願いするかに当たって判断する立場にはあると思うことから、どのような助言が得られたのか、そういった部分に関して記録を残してもらい、今後に繋がると会員にも説明がしやすいと考える。

3. 2026 年度役員候補者選挙における外部役員の選任方針および選挙定数の決定について (斉藤会長)

承認

2026 年度役員候補者選挙における外部役員の選任方針および選挙定数の決定について、過半数の賛成で承認された。

(主な内容)

定款第 20 条第 1 項および役員および会長に係る候補者選挙実施規程第 2 条に基づき、2026 年度役員候補者選挙における外部役員の選任方針および選挙すべき定数の決定について、審議がなされた。

(主な意見)

・ガバナンスの問題から外部理事を選出するというような動きが一時期あったと記憶している。本会においては、規程や条件から外部理事を必ずしも選任することが必須ではないということで、現在の構成になっている。監事については専門的な知見を有する方ということで従来通りだが、なぜ提案がされたかという背景についてご教示願いたい。

→定款・選挙関連規程改正前であれば、現状の理事構成で問題なかったが、今回の改正で選挙を経ない外部理事を置くことが必須になったことにより提案している。

法人法自体は何も変わっていないが、現状外部理事を置いているだけで終始している。本来外部理事というのは、公表も含めて外部理事としなくてはならないが、本会は行っていない。

・個別具体的な議論がなく、理事定数を 22 名にするという議題を急に提出されても現状の趣旨とは全く合わないと思われる。もう少し手順を踏み慎重な議論が必要ではないかと考える。

・外部理事を公募するか選任とするか、プロセスは大変重要だと考えている。公益社団法人というものを理解している方と、全く理解していない方、様々な方が想定される中で、こういったプロセスで行うのか。

→現状においては、特段どの分野の外部理事を求めるか、具体的な議論は行っていない。

・現在も法令の要件を満たしている外部理事に該当する者はいる。その者が外部理事であることを明記すれば、問題ないのではないか。一方、監事 1 名について会計制度に精通した者と明記されているが、そのような形で外部理事に関しても、理学療法士以外で専門分野に精通した者という明記を追加することで、理学療法士以外の方という点が明確になるため、そのようにすれば良いのではないかと考える。

・令和 6 年度定時総会の際に、令和 7 年度に法人法が改正されたことを受け、都道府県理学療法士会も喫緊の課題として外部理事や外部幹事を採用しようとして動いていたと思う。定時総会の中で代議員から質問があり、協会としては外部理事を設置することは検討されていないと回答していたと記憶している。定款を改正したことから、外部理事を採用する必要があるということに対して、定時総会での丁寧な説明プロセスをぜひお願いしたい。

・規定上は要件を満たしていれば会員でも問題ない。ただし、選挙規程では、外部役員に関しては選挙を経ないと定めている。極論を言えば 23 名の理事選挙を行い、外部理事に該当する人が 1 人もいない場合、ガバナンスの問題が起きることから、選挙を経ないという建付になっている。

・法人法改正の趣旨からすると、会員じゃなくて外部有識者ではないかという点が提案の理由であり、会員から選出するという様なプロセスがあっても良かったのではと考える。

4. 2029 年度生涯学習制度の見直し案について

(湯元副会長)

保留

2029 年度生涯学習制度の見直し案について審議がなされ、保留となった。

(主な内容)

登録理学療法士制度、認定理学療法士制度および専門理学療法士制度について、それぞれ部会を設置し、生涯学習制度の目的・役割を踏まえた制度の見直しに向けた検討を重ねてきた。

その後、各部会からの答申案に加え、会長、担当執行理事および認定理学療法士制度見直し部会長との協議において、認定理学療法士制度の在り方や分野の考え方についても整理を行った結果、認定理学療法士の分野を将来的に「分野別」から「職域別」へ見直す方向性について議論がなされるとともに、移行時期や制度改定の進め方に関して、2029 年度生涯学習制度改定に向け、認定理学療法士制度の方向性（職域別への移行の可否）、職域別への移行とするならその時期（2029 年度または 2032 年度）、ならびに各移行時期に応じた制度改定の方針が示され、方針に沿った見直し案について審議がなされた。

(主な意見)

・学術会議の協力研究団体等の活動にポイントを付与する件について、「等」が重要である。非常に学術的な団体もあるが、そうではない研究会や営利団体も存在するため、そこは切り分けた方がよい。

→部会を設け、詳細を決められるよう考えている。現在、登録理学療法士の更新と専門・認定理学療法士の更新でポイントと点数という形で 2 つに分かれており、両方を別々に取らなければならない煩雑さがあり、一本化した方がシンプルではないか。また、講師等は一部点数として認められている場合もあるが、育成側に立った部分に関して、例えば症例検討会を開催した際、講師や発表をしてもポイントが付与されない。いわゆる育成側の活動に関しても認定していく意識が今回の見直しの大きな主旨である。

・ジェネラリストの育成は大前提としても、所属している施設が整形外科や診療所の場合、運動器以外のポイントが取得しにくいという流れがある。また、論文の必須化に関して、ハードルは妥当か意見があった。ポイントを 1 年で取り、間に合わない部分が出てきてしまうと、2029 年度に導入した場合、取得者数の減少ないしは取得することのハードルの高さから取得しないという選択をとってしまうのではないかな。

→正確な数値ではないが、専門理学療法士を取得している方の 8 割以上は修士課程以上を修了している。専門理学療法士は高度専門研究者を目指すというところにあり、部会の一つのハードルを修士以上と定義した。しかし、連合学会の新理事長らと意見交換を行った際、同様の意見をいただいた。専門理学療法士見直し部会に、第二次諮問事項として挙げていく。

・専門理学療法士資格取得の要件に修士課程以上が必須となった点に関して、実情として、女性がライフステージの中で認定理学療法士の資格も取りづらく、どのようにキャリアを積んでいくかという時に、e-ラーニングが登場し、キャリアを積みやすい仕組みになったということを経験すると、専門理学療法士取得のために修士課程以上を要件とすると、かなりハードルが上がったという認識である。こういった過程で要件としたのか。

→他団体では、専門の資格を取得している会員は 0.1%程度だが、本会はその 10 倍近く専門の資格を取得している会員が多い。この資格制度を会員のためだけのものと考えたと、多くの会員に資格を取得してもらい、成果だと捉えられることで収まるのではないかな。一方で、社会に向けて、理学療法士の質の担保をしていると訴える立場では、取得者数が増えることが目的ではなく、質をどのように上げていくかに視点を置き、それぞれの見直し部会で議論いただいたものと考えられる。

・領域横断しているのは登録理学療法士ではないか。その中でも、特定の疾患について知識が深く、得意であれば認定理学療法士ではないのか。

→得意になるのか、少なくともその領域で働く人たちに対してコアコンピテンシーを設定することになるため、何がここで働く上で必要な能力・知識なのかという整理がしやすくなる。

・社会活動をポイントにするのであれば、求人認定理学療法士の会員が職場内でメリットになり、その会員の指導が点数に加算されるなどの例が認められればよい。

→臨床実習指導や部下指導など、どの範囲まで点数化できるかという課題はあるが、方向性としてはそれも含め考えている。承認されれば、詳細は部会でいただいた意見も含めて検討していきたい。

・更新時の専門的な講義や、様々な活動でポイントを稼ぎ、単位ではなく全体的に認定理学療法士の更新に使用できるようにするという事か。

→更新のためのポイントとは考えていない。会員が自己研鑽を継続していくものを承認するという取り組みであり、会員が行っていることを、より認められるように応えていく制度として会員活動ポイントを設けようという背景及び主旨である。二次利用として登録・認定・専門理学療法士で点数を使用して更新するのは構わない。

・今のようにポイントを貯めたらどの部分でも使用できるようにした方がよい。認定理学療法士の更新に使用、もしくはポイントを貯め、それが 1 ポイント 1 円となり、参加費が安くなるのであれば会員も行うと思う。

・領域、職域別に関しては賛成できない。現場で働く理学療法士のことを考えると、例えば養成校を卒業し、最初は総合病院や回復期リハに就職したとしても転職する人もいるだろう。その時に認定理学療法士の資格が次の職場では通用しなければ、取得しても意味がないという話になりかねない。その場合はまた異なる資格を取るよという話になってしまうのか。そのため、現行のままの方がよいと考える。登録理学療法士がジェネラリスト、認定・専門理学療法士がスペシャリストなのであれば、スペシャリストはその分野で勉強を重ねているという資格であって問題ないと思うがいかがかな。

→登録理学療法士がジェネラリストとは考えていない。あくまでもベーシックジェネラリストであり、基本的な部分だけでしかなく、それが本当にジェネラリストと言えるかというのは難しい。見直し部会でまとめたように、病期で括られたところで、一般病床としての職域をジェネラルとした時に、その中にサブスペシャリティとして、整形外科の一般病床に勤めているのであれば、運動器のサブスペシャリティを持っているというのは一例としてあり得るだろう。職域をベースとして括るのか、今のように領域をベースとするのか

という部分で、この先整理する上では議論いただいたフォーカスでよいだろう。

・システム改修に振り回されて、議論が十分出来ないうちに決まってしまうと、後から会員に説明が出来ない。分かりやすいように表現できるようにしたい。

・職域別という視点を入れることについての異論はないが、そこだけに絞るかハイブリッドかという点は整理いただきたい。もし 2029 年度改修にするのであれば、相当なスピードでシステム担当者と詳細を決めなければならないが、すり合わせが終わっていないという懸念がある。現実的に 2032 年度改修ではないかという意見が担当理事からも挙がったため、早急に話し合わなければならない。

→職域別の方向性の導入は問題あるのではないかとという理事意見も多かったため、平行型のハイブリッドでいくのか、職域をベースとした中にサブスペシャリティとしての領域別を残すかという 2 種類の考え方があることを部会に持ち帰り、方向性が決まれば 10 月の理事会で審議いただく形にしていきたい。

5. 組織規則変更案についての件

(湯元副会長)

承認

組織規則変更案についての件審議がなされ、第 9 条の文言を一部修正することにより総員賛成にて承認された。

(主な内容)

5 月理事会において、兼任について多くの意見を頂いた。ご意見を頂いた兼務に係る規定を中心に見直しを行ったため、変更案について審議がなされた。

(主な意見)

・第 22 条について、競業もしくは利益相反が想定する場合、業務執行理事を兼任することはできない業務執行理事の範囲について、例えば先方で診療報酬を担当し、本会でも診療報酬を担当することは完全に該当すると思われるが、先方は全く異なる業務執行だということであれば、必ずしもそれらを利益相反と言わないような気がする。その点を注記するとより確実になるかと考える。

・第 9 条の組織運営協議会における「協会」と「士会」の表現は、定款上の位置づけと整合性を図る必要がある。定款では会員は「理学療法士」と「賛助会員」のみであり、都道府県理学療法士会（法人）は会員ではない。一方、都道府県士会は協会の地区運営組織として位置づけられているため、法人としての士会と協会の組織上の士会を混同する表現は、47 都道府県士会が協会の会員であるとの誤解や、他法人への規定と受け取られるおそれがある。総会でも同様の懸念が示されており、混乱を避けるため、第 9 条では協会と都道府県士会の位置づけを明確に整理して記載すべきである。

6. 令和 10 年度診療報酬改定に向けた日本理学療法士協会の基本的考え方（案）および重点要望方針（案）について （佐々木副会長）

承認

令和 10 年度診療報酬改定に向けた日本理学療法士協会の基本的考え方（案）および重点要望方針（案）について審議がなされ、総員賛成で承認された。

(主な内容)

令和 10 年度診療報酬改定に向けた日本理学療法士協会の基本的考え方（案）および重点要望方針（案）について、令和 10 年度診療報酬改定対策強化推進部会で協議をした案を、高橋副会長（部会長）の同席のうえで、和田顧問にご確認とご意見を頂戴し、修正をしたのちに再度部会で協議を行って決定をした部会案を常任理事会に諮って加筆修正を行った案が作成された。理事会としての基本的考え方および重点要望方針として良いか審議がなされた。

(主な意見) 特になし

7. 「中屋久長先生を偲ぶ会」の開催について (白石専務理事)	承認
「中屋久長先生を偲ぶ会」の開催について審議がなされ、総員賛成で承認された。 (主な内容) 本会元会長として本会の発展とわが国の理学療法の普及・向上に尽力された中屋久長先生が、2026 年 2 月 1 日にご逝去された。本会としてその功績を顕彰し、会員および関係者が哀悼の意を表する機会として、「中屋久長先生を偲ぶ会」を開催することについて審議がなされた。 (主な意見) 特になし	

8. 60 周年記念事業 LINE スタンプ収益の寄付について (吉井副会長)	承認
60 周年記念事業 LINE スタンプ収益の寄付について審議がなされ、総員賛成で承認された。 (主な内容) 第 2 回理事会 (5 月 10 日開催) にて再審議となった 60 周年記念事業 LINE スタンプの寄付について、金額を確定して再提出するので、ご審議いただきたい。 1. 寄付金額 18,592 円 ※2026 年 5 月末日時点の収益をもって寄付金額とする。 2. 寄付にあたり、収益が少額のため経費は差し引かず全額を寄付金とする。 3. 寄付先を「国立成育医療研究センター 医療型短期入所施設「もみじの家」基金」とし、病児を抱える家族も含めた支援の取り組みに活用いただく。https://www.ncchd.go.jp/donation/ (主な意見) 特になし	

9. 新入会員の承認について (動向報告および賛助会員の入退会等含む) (斉藤会長、大工谷副会長、吉井副会長、佐々木副会長、高橋副会長、湯元副会長)	承認
新入会員の承認について審議がなされ、総員賛成で承認された。 (主な内容) 定款第 6 条により、2026 年 4 月 16 日～2026 年 6 月 15 日の間、新たに申請をした正会員 2,888 人、また、賛助会員の入会 2 件について、審議がなされた。 なお、復会者 325 名、休会者 241 名、退会者 925 名、賛助会員の退会 1 件であったことを報告する。 <賛助会員 入会>※2026 年 8 月 1 日付入会 ●富国生命保険相互会社 【事業内容】	

個人・企業向けの保険商品の販売と保全サービスなど

【入会理由】

協会の活動趣旨に賛同し、連携・貢献を目的として入会を希望する。

●マイベスト株式会社

【事業内容】

情報サービスサイトの企画・運営

【入会理由】

運営するサイトにおけるコンテンツ制作にて理学療法士が関わっており、賛助会員として協会の活動を支援することにより、理学療法の普及・社会貢献活動に寄与するため入会を希望する。

<賛助会員 退会>

【ラッキー工業株式会社】

●退会理由

御協会との取り組みがなかなかできないため。

※2022 年入会

(主な意見)

・退会者数について、2025 年 6 月の資料を見ると、この時期の退会者数が 226 名である一方、今回の資料の中では、退会者が 1036 名と 4.5 倍になっている。この要因についてご教示願いたい。

→休会者に対して、休会制度変更に関するメールの案内を 5 月に送付した結果、休会者が増えたということである。

・都道府県士会が入会率をいかに上げるか総意工夫している中で、退会者数の 4.5 倍はかなり説明が必要と思うことから、丁寧に説明をいただきたい。

10. 法改正検討に係る特別委員会の設置について

(斉藤会長)

承認

法改正検討に係る特別委員会の設置について審議がなされ、総員賛成で承認された。

(主な内容)

理学療法士及び作業療法士法の改正に係る公衆衛生等理学療法業務構築・検討部会案が提出された。

これを受けて、法改正に係る進め方などの検討ならびに法改正案の組織決定、コンセンサス形成や今後の各種スケジュール調整や交渉が必要と思われるため、特別委員会の設置について審議がなされた。

(主な意見)

特になし

Ⅱ.報告事項

(全 14 題)

1. 2026 年度 第 1 四半期職務執行状況報告

(業務執行理事)

2026 年度 第 1 四半期職務執行状況報告について、報告がなされた。

(主な内容)

2026 年 4 月～6 月まで (第 1 四半期) の業務執行状況について報告がなされた。

(主な意見)

・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の養成施設等教員講習会について、今年度中止という形で報告されたが、令和 8 年度の予算要求では、第 3 四半期に医療研修推進財団への協力金が 80 万円計上されている。本講習会に対しての協力金ということだが、今後どうなるかについてご教示願いたい。

→講習会がなくなり、運営会議が中止になったが費用の取扱については、現時点で話し合われていない。返金等対応については、これから進めたいと考えている。

・子供・からだ育ち部会に関して、初めて拝見したように記憶している。部会の設置目的や、今後の展望についてご教示願いたい。

→学校保健について、健康課題を抱えている生徒を個別に対応しようと考えたと、学校の授業時間等、生活時間が限られている中で、個別対応するのはかなり難しいものがある。例えばそういう児童・生徒を一人呼んで対応しようとする、プライバシーの問題や場合によってはいじめにもつながる可能性があるということを踏まえると、小学校に上がる前の保育園・幼稚園の段階で健康課題を抱えている子供に対応することが現実的であると、事業を進めている中で見えてきた。幼児の健康課題に対応することが必要と考え、部会を立ち上げたという背景がある。

また、子ども家庭庁でも幼・保・小のプログラムが走っている。国の政策としても、課題を考えていると見られ、この点を踏まえ、理学療法士が課題に役に立てるところがあろうかと思う。政策企画課とも調整しながら、子ども家庭庁へのアプローチを展望したいと考えている。

・生涯学習制度見直しの中で、専門理学療法士制度が日本理学療法学会連合との共同運営という形の方向性が示されている。その中で助成金のあり方や金額の整合性について、会議の中でどのように議論がなされているのであれば、どのような方向性なのか。議論がされていないのであれば、今後どのようなスケジュールで進めていく予定なのかをご教示願いたい。

→現状議論はされていない。生涯学習の担当理事と学会連合で協議委員会を立ち上げ詳細を決めてから、運営方法等について話を進めると伺っている。学会連合側が専門理学療法士制度の運用に関して実施するか否かを決議されていない。進め方や運用するにあたっての費用等の提案が可能になるのは実施可否について決議してからであろう。

・「攻めの予防・医療のリハビリテーション」に関する資料では、地域ケア会議や住民主体の通いの場へのリハビリテーション専門職の関与促進、高齢者保健事業との一体的実施が記載されているが、これらは既に実施されている取り組みである。今後は、新規申請の軽度者に対する短期集中支援や地域リハビリテーション活動支援事業などを通じて活動・参加を促進し、地域資源を活用した介護予防ケアマネジメントの普及や介護給付費の抑制効果を示すなど、将来を見据えた提案を盛り込むべきとの意見があった。また、こうした取り組みの効果や職域拡大の事例を議論の中で紹介するとともに、「リハビリテーション前置」などのキーワードを各種文書に盛り込むことについても検討いただきたい。

・これまでも新規事業を行うと、本会の持ち出しで様々な事業費が掛っており、年度を跨ぐと、トータルで幾らかかったか判然としない。費用のまとめや報告を適宜いただければありがたい。今後、都道府県理学療法士

会で事業が動くときにどのような事業で費用がかかるか参考になると思われる。

2. 第 55 回定時総会の総括報告について

(斉藤会長)

第 55 回定時総会の総括報告について、報告がなされた。

(主な内容)

2026 年 6 月 6～7 日に開催した第 55 回定時総会の審議結果と主な代議員意見と本会回答をまとめたため、総括として報告がなされた。

(主な意見)

特になし

3. 理学療法士及び作業療法士法に係る公衆衛生等理学療法業務構築・検討部会の改正案について
(佐々木副会長、高橋副会長)

理学療法士及び作業療法士法に係る公衆衛生等理学療法業務構築・検討部会の改正案について、報告がなされた。

(主な内容)

公衆衛生等理学療法業務構築・検討部会において、理学療法士及び作業療法士法の改正に係る部会案を作成したため報告がなされた。

(主な意見)

特になし

4. 会長行動録について (5、6 月)

(斉藤会長)

会長行動録について (5、6 月)、報告がなされた。

(主な内容)

2026 年 5、6 月分の会長行動録について報告がなされた。

(主な意見)

特になし

5. 事務局報告について (5 月、6 月)

(白石専務理事)

事務局報告について (5 月、6 月)、報告がなされた。

(主な内容)

以下の点について、報告がなされた。

1. 会員動向
2. 財務報告
3. 賛助会員数
4. 公文書発信収受件数

- 5.後援許可
- 6.協賛許可
- 7.共催許可
- 8.事務部門報告

(主な意見)
特になし

6. 「認定理学療法士認定試験に関する業務委託」入札結果について (湯元副会長)

「認定理学療法士認定試験に関する業務委託」入札結果について、報告がなされた。

(主な内容)

「認定理学療法士認定試験に関する業務委託」における入札を実施したため、入札規程第 4 条第 1 項第 1 号(ア)の規程に基づき、理事会へ報告がなされた。

入札方法：指名競争入札

事業者決定までのスケジュール：

- ・ 公示日：2026 年 3 月 12 日（木）
- ・ 応札希望締切日：2026 年 4 月 17 日（金）12 時 00 分まで
- ・ 入札書類提出日時：2026 年 4 月 24 日（金）12 時 00 分まで
- ・ 業者決定(通知)：2026 年 5 月 11 日（月）

入札会議：2026 年 5 月 8 日（金）

応札事業者：1 社

事業者の決定方法：

入札価格、実績による総合評価方式

落札事業者：株式会社 JTB

落札金額：8,664,150 円（税込）

(主な意見)
特になし

7. 「専門理学療法士口頭試問に関する業務委託」入札結果について (湯元副会長)

「専門理学療法士口頭試問に関する業務委託」入札結果について、報告がなされた。

(主な内容)

「専門理学療法士口頭試問に関する業務委託」における入札を実施したため、入札規程第 4 条第 1 項第 1 号(ア)の規程に基づき、理事会へ報告がなされた。

入札方法：指名競争入札

事業者決定までのスケジュール：

- ・ 公示日：2026 年 4 月 1 日（水）
- ・ 応札希望締切日：2026 年 4 月 21 日（火）12 時 00 分まで
- ・ 入札書類提出日時：2026 年 4 月 28 日（火）12 時 00 分まで

・業者決定(通知)：2026 年 5 月 11 日 (月)

入札会議：2026 年 5 月 8 日 (金)

応札事業者：3 社

事業者の決定方法：

入札価格、実績による総合評価方式

落札事業者：日本通信紙株式会社

落札金額：3,388,697 円 (税込)

(主な意見)

特になし

8. 2025 年度都道府県理学療法士会支援事業について

(湯元副会長)

2025 年度都道府県理学療法士会支援事業について、報告がなされた。

(主な内容)

2025 年度士会支援事業について、2025 年度にて事業を終了したので、その実施結果について報告がなされた。

(主な意見)

特になし

9. 2025 年度 グローバルプロジェクト運営部会の活動報告

(大工谷副会長)

9. 2025 年度 グローバルプロジェクト運営部会の活動報告について、報告がなされた。

(主な内容)

国際事業課に協力しているグローバルプロジェクト運営部会(部会長 渡辺長)から活動報告が届いた件について、報告がなされた。

世界理学療法連盟学会 2025 は過去最大規模で開催され、アジア理学療法フォーラムとともに、会員の国際発表支援や各国協会との交流促進において大きな成果を上げた。誘致から開催まで尽力いただいた関係者に深く感謝申し上げる。本年度も、会員向け事業、国内ステークホルダーとの連携、行政との協働、海外協会との共同事業など、多面的に国際事業を展開した。国際学会開催により会員の国際事業への認知は高まったが、今後も部会・国際事業課と連携し、国際活動の啓発と参加支援を継続していく。また、カンボジア人材育成事業を基盤とした JICA との連携も、特筆すべき進展であった。今後も会員の国際的な活躍の推進、会員としての魅力創出の観点から、部会と共に関係各所と有機的なつながりの中で国際事業を進めたいと考える。

(主な意見)

特になし

10. スポーツ庁のパラスポーツにおけるモデル創出事業の採択および事例集への掲載について

(佐々木副会長)

スポーツ庁のパラスポーツにおけるモデル創出事業の採択および事例集への掲載について、報告がなされた。

(主な内容)

職能推進課のスポーツ理学療法推進部会の活動において、スポーツ庁が行うパラスポーツに関連する事業のう

ち、

- ・令和 8 年度「パラスポーツ推進プロジェクト（パラスポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出事業）」の採択（委託事業経費予定額 3,697,192 円）
- ・「「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方 入門ハンドブック」活用事例集」への掲載がされた件について、報告がなされた。

（主な意見）

特になし

11. 本会公式テキスト「理学療法士のための産業保健入門ーその基礎と実践ー」の発行について
（佐々木副会長）

本会公式テキスト「理学療法士のための産業保健入門ーその基礎と実践ー」の発行について、報告がなされた。

（主な内容）

産業保健領域における理学療法の職能活動においては、協会としてのテキストの作成を進めることとしていたところ、2026 年 6 月 10 日に発刊され、報告がなされた。

（主な意見）

特になし

12. 2025 年度障がい者団体助成事業 助成団体の事業実施報告について（長谷川常務理事）

2025 年度障がい者団体助成事業 助成団体の事業実施報告について、報告がなされた。

（主な内容）

本事業は「障がい者団体助成事業実施要綱」に基づき、障がい者（児）の社会参加の促進および地域共生社会の実現に資する事業を支援することを目的に実施している。

2025 年度障がい者団体助成事業の助成対象であった以下 5 団体について、事業実施が完了した件について、報告がなされた。

本件は別途本会 HP にも公開する。

【助成対象団体】

- ・ブラインドボクシング協会名古屋支部（20 万円）
 - ・事業名：ブラインドボクシング 2025 年活動
- ・いろ葉（20 万円）
 - ・事業名：屋内運動遊具の整備
- ・PD Place（19 万 9,450 円）
 - ・事業名：地域在住パーキンソン病者とそのパートナーの健康増進事業
- ・全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（20 万円）
 - ・事業名：聴覚障害者の労働環境に関する基礎調査
- ・いのちと絆をつなぐ会 津軽アヅマルシェ（20 万円）
 - ・事業名：災害時における避難所での健康管理および移動手段に関する研修

(主な意見)

特になし

13. 「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会（医療研修推進財団主催）」の開催について（白石専務理事）

「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会（医療研修推進財団主催）」の開催について、報告がなされた。

(主な内容)

2026 年 6 月 19 日に開催された公益財団法人医療研修推進財団第 26 回評議員会において、「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」に関する令和 7 年度および令和 8 年度の事業報告が行われたため、その概要について報告がなされた。

(主な意見)

特になし

14. 常任理事会の会議報告について

(白石専務理事)

常任理事会の会議報告について、報告がなされた。

(主な内容)

常任理事会の会議報告について、以下のとおり報告がなされた。

2026 年 4 月 7 日開催常任理事会 議題

- ・法改正に向けた検討部会のあり方について
- ・スポーツ庁 令和 8 年度「パラスポーツ推進プロジェクト（パラスポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出事業）」の採択について
- ・ACPT 総会・学会について
- ・「地域における医療従事者の安定的な養成・確保に関する検討会（仮称）」構成員について

2026 年 4 月 14 日開催常任理事会 議題

- ・法改正に向けた公衆衛生等理学療法業務構築・検討部会の対応と今後の進め方について
- ・令和 8 年度地域保健総合推進事業に係る協力事業者変更について

2026 年 4 月 21 日開催常任理事会 議題

- ・理学療法分野における DX 推進に関する意識・実態調査 報告
- ・ACPT 総会・学会について
- ・一般社団法人日本作業療法士協会からの回答について

2026 年 4 月 28 日開催常任理事会 議題

- ・「中屋久長先生を偲ぶ会」の開催について
- ・厚生労働省委託事業「介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業」実証委員会委員の推薦依頼について

2026 年 5 月 12 日開催常任理事会 議題

- ・日本作業療法士協会へのお願い（再照会）について
- ・令和 7 年度老健事業「災害時のケアマネジメントに関する調査研究事業」について

2026 年 5 月 19 日開催常任理事会 議題

- ・賛助会員からの JICA 国別研修(ウズベキスタン)への協力依頼と対応について
- ・日本作業療法士協会へのお願い（再照会）について

2026 年 5 月 26 日開催常任理事会 議題

- ・顧問の選任について

(主な意見)

特になし

以上